

あま市オープンカウンタ実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する物品購入について、あま市契約規則（平成22年あま市規則第39号。以下「規則」という。）及びあま市物品等電子入札実施要綱（令和5年あま市訓令第34号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、オープンカウンタの実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「オープンカウンタ」とは、物品購入の見積徴取に当たり、相手方を特定せずに案件を公開し、一定の資格を有する者であって、参加を希望するもの（以下「参加者」という。）から見積書の提出を受け、予定価格の制限の範囲内で最低の見積価格を提示した者と契約を締結する方式をいう。

(参加資格)

第3条 参加者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、案件の公開日から契約の相手方の決定までの間において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) あま市入札参加資格者名簿（物品等）に登載されている者であること。
- (3) あま市が行う調達契約等からの暴力団の排除に関する要綱（平成22年あま市訓令第46号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員等である者でないこと。
- (4) 愛知県若しくは愛知県内の地方自治体から指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、この限りでない。

(対象案件)

第4条 オープンカウンタの対象とする案件は、規則第27条に規定する随意契約によることができる予定価格の額以下で、主管課から総務課に見積徴取を依頼された案件のうち、

仕様書、業種等を考慮して決定するものとする。

(電子入札サブシステムの利用)

第5条 オープンカウンタの実施は、あいち電子調達共同システム(物品等)の電子入札サブシステム(以下「電子入札システム」という。)により行うものとする。

(紙見積りによる参加)

第6条 前条の規定にかかわらず、要綱第11条第2項第2号又は第3号の規定に該当する場合は、書面による見積り(以下「紙見積り」という。)により参加することができる。

2 紙見積りでの参加を希望する者は、見積受付期間終了時までにオープンカウンタ紙見積り参加承認願(様式第1号)を提出し、オープンカウンタ紙見積り審査結果通知書(様式第2号)により市長の承認を得るものとする。

(仕様書等の公開)

第7条 見積りに係る物品の仕様書及び図面(以下「仕様書等」という。)は、電子入札システムにより閲覧に供するものとする。

(同等品の提案及び承認)

第8条 参加者は、見積りに係る物品の同等品を提案する場合は、案件ごとに定める期限までに、案件ごとに定める方法により提案を行い、主管課の承認を得るものとする。

(仕様書等に関する質問及び回答)

第9条 参加者は、仕様書等に質問がある場合は、案件ごとに定める期限までに質問を行うものとする。

2 前項の質問に対する回答は、案件ごとに定める期限までに当該質問者へ行うものとする。

(見積書の提出)

第10条 見積書は、公表された仕様書等の内容に基づき、指示された見積方法に従い作成し、当該見積書の提出期間までに、次の方法により提出するものとする。

(1) 電子入札システムを利用して行う場合は、電子入札システムにより提出するものとする。

(2) 紙により行う場合は、紙見積書(様式第3号)を総務課へ直接提出するものとする。

(資料の提出)

第11条 契約担当者は、見積書の提出に際し、参加者に資料の提出を求める場合は、当該見積書の提出時に電子入札システムの添付機能を利用して当該資料を提出させるものとする。ただし、紙見積りでの参加者については、見積書に書面による資料を添付して総務課に直接提出するものとする。

(参加資格の確認)

第12条 契約担当者は、見積書の提出を受けたときは、第3条に規定する資格を有する者であることを確認するものとする。

(見積りの無効)

第13条 次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とする。

- (1) 参加資格を有しない者のした見積り
- (2) 所定の日時まで所定の方法により到達しない見積り
- (3) 見積りに際して連合等による不正行為があった見積り
- (4) 同一事項の見積りに対し2以上の意志表示をした見積り
- (5) 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の見積り
- (6) 紙見積りにおいて記名及び押印のない見積り
- (7) 紙見積りにおいて見積書の記載事項が確認できない見積り
- (8) 紙見積りにおいて見積書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した見積り
- (9) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した見積り

(契約の相手方の決定)

第14条 契約担当者は、前条各号のいずれにも該当しない見積りを提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積書を提出したものを契約の相手方として決定する。

(くじによる相手方の決定)

第15条 前条の場合において、同価の見積りをした者が2人以上あるときは、電子入札システムの電子くじにより契約の相手方を決定するものとする。

2 紙見積りでの参加者は、見積書にくじ番号(任意の3桁の数値)を併記して提出するものとする。

3 紙見積書にくじ番号の記載がない場合は、「999」と記載されたものとみなす。

(落札者がいない場合の手続き)

第16条 予定価格の制限の範囲内で最低の見積価格をもって有効な見積書を提出した者がいない場合は、不調とする。

2 不調となった場合又は参加者がいない場合は、仕様書等又は参加資格を変更することにより、再度オープンカウンタを実施することができるものとする。

(決定の通知)

第17条 契約担当者は、オープンカウンタにより契約の相手方が決定したときは、電子入

札システムにより決定業者にその旨を通知するものとする。ただし、紙見積りでの参加者に対しては、電話その他確実な方法により通知するものとする。

(結果の公表)

第18条 契約担当者は、契約の相手方を決定した場合は、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 案件番号
- (2) 案件名称
- (3) 発注所属
- (4) 納入場所
- (5) 開札日
- (6) 落札者
- (7) 落札金額

2 前項の公表の方法は、電子入札システムを利用して行う方法のほか、総務課で閲覧する方法とする。

(雑則)

第19条 この要領に定めるもののほか、オープンカウンタの実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年訓令第23号)

この訓令は、令和6年10月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

あま市長 様

申請者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者職氏名

オープンカウンタ紙見積り参加承認願

下記の案件について、下記の理由により電子入札サブシステムを利用しての見積り参加ができないため、紙見積りでの参加を承認してください。

記

案 件 名	
電子入札サブシステムでの参加ができない理由	該当の□にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> パソコン等のシステム障害 <input type="checkbox"/> その他 (理由)

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

あま市長

オープンカウンタ紙見積り審査結果通知書

年 月 日付けで提出のありました承認願について、審査結果を通知します。

記

案 件 名	
審 査 結 果	1 承認する 入札書の提出場所
	2 承認しない 理由

様式第3号(第10条関係)

年 月 日

あま市長 様

見積者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者職氏名 ㊤

紙 見 積 書

あま市契約規則及びあま市オープンカウンタ実施要領に基づき、下記のとおり見積りします。

記

拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

ただし、下記物件の供給代金

- 1 物 件 名
- 2 納 入 場 所
- 3 く じ 番 号

* 3桁の任意の数字を記入すること。

--	--	--

- (注) 1 金額の数字は算用数字を用い頭に金を記入のこと。
2 訂正又は抹消した箇所には押印すること。

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第10条関係)